

自営業の方の利用の流れ

<p>① 利用者</p>	<p>利用の相談 <本事業全般のご相談や 支援計画書作成についてご相談先> 京都障害者就業・生活支援 センター 電話：075-702-3725</p>	<p>☆本事業の対象となる方 (次の①～④の要件をすべて満たす方) ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの 支給決定を受けている方 ② 民間企業で雇用されている方、または自営業の方 ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上の方 ④ 京都市に居住している方</p>
<p>② 利用者</p>	<p>支援計画書を作成し提出 ※ 提出前に一度お電話で お問い合わせください</p>	<p><支援計画書の提出先> 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話：075-222-4161</p>
<p>③ 市障害保健 福祉推進室</p>	<p>支援計画書を確認し、利用者へ 返却</p>	<p><申請書類一式> <input type="checkbox"/>京都市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/>重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し <input type="checkbox"/>支援計画書 <input type="checkbox"/>自営業者であることを証する書類の写し <提出先>〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎4階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室宛</p>
<p>④ 利用者</p>	<p>申請書類一式を、市障害保健福 祉推進室に提出(郵送)</p>	<p>申請後、決定まで1か月程度要します</p>
<p>⑤ 市障害保健 福祉推進室</p>	<p>・申請書の受理、内容の確認 ・決定(不決定)通知書を 利用者へ送付</p>	<p><支援を受ける事業所> ・重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている 事業所 ・利用する事業所の選定は、利用者様で行ってください</p>
<p>⑥ 利用者</p>	<p>市からの決定通知書を受理 利用するサービス提供事業者 (指定障害福祉サービス事業者)と契約</p>	<p>・全国標準システムで請求できないため、市障害保健福祉 推進室に対して直接、給付費を請求してください ・支払関係書類一式を送付するため、サービス提供開始後 に市障害保健福祉推進室まで御連絡下さい ・給付費の請求は、サービス提供の翌月を目安に行って下 さい。</p>
<p>⑦ サービス 提供事業者</p>	<p>サービス提供(ヘルパー派遣) 事業所から市へ給付費の請求</p>	
<p>⑧ 市障害保健 福祉推進室</p>	<p>市から事業所への給付費の 支払い</p>	
<p>⑨ サービス 提供事業者</p>	<p>・給付費の受領 ・利用者負担の徴収</p>	